



平成 23 年 3 月 14 日

国税庁長官 川 北 力 殿

日本公認会計士協会
会長 山崎 彰 三



「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の
期限の延長の措置について（平成 23 年 3 月 12 日、国税庁公表）」の
適用範囲の拡大に関する緊急要望

記

今般の大地震により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（以下指定地域）については表題の措置が取られておりますが、本日より東京電力株式会社が電力供給する地域において計画停電が実施され交通機関等にも多大な影響を受けることから、これらの計画停電が実施される地域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部）におかれましても、期限内に確定申告が出来ないことが予測されます。

指定地域以外の納税者については事後申請による期限延長の制度がありますが、より明確に伝えるためにも、日本公認会計士協会といたしましては、これらの計画停電が実施される地域におきましても、上記指定地域の五県と同様の措置・公表をされることを要望いたします。

以 上